

令和6年度 第五回 茨城地方最低賃金審議会 次第

令和6年9月3日（火）

1 開 会

2 議 題

(1) 参考人意見聴取

(2) その他

3 閉 会

令和6年度 第五回 茨城地方最低賃金審議会 資料

令和6年9月3日(火)

- No.1 茨城県最低賃金の改正決定に関する官報公示文 … P311
- No.2 茨城県最低賃金改正決定記者発表資料 … P312

秋田労働局最低賃金公示第1号
最低賃金法(昭和34年法律第137号)第12条の
規定に基づき、秋田県最低賃金(昭和55年秋田労働基準局最低賃金公示第1号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。
令和6年8月30日
秋田労働局長 山本 博之

第4号中「1時間897円」を「1時間951円」に改める。
附 則
この決定は、令和6年10月1日から効力を生ずる。

茨城労働局最低賃金公示第1号
最低賃金法(昭和34年法律第137号)第12条の
規定に基づき、茨城県最低賃金(昭和55年茨城労働基準局最低賃金公示第1号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。
令和6年8月30日
茨城労働局長 澤口 浩司

第4号中「1時間953円」を「1時間1,005円」に改める。
附 則
この決定は、令和6年10月1日から効力を生ずる。

栃木労働局最低賃金公示第1号
最低賃金法(昭和34年法律第137号)第12条の
規定に基づき、栃木県最低賃金(昭和55年栃木労働基準局最低賃金公示第1号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。
令和6年8月30日
栃木労働局長 川口 秀人

第4号中「1時間954円」を「1時間1,004円」に改める。
附 則
この決定は、令和6年10月1日から効力を生ずる。

埼玉労働局最低賃金公示第1号
最低賃金法(昭和34年法律第137号)第12条の
規定に基づき、埼玉県最低賃金(昭和55年埼玉労働基準局最低賃金公示第1号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。
令和6年8月30日
埼玉労働局長 片淵 仁文

第4号中「1時間1,028円」を「1時間1,078円」に改める。
附 則
この決定は、令和6年10月1日から効力を生ずる。

千葉労働局最低賃金公示第1号
最低賃金法(昭和34年法律第137号)第12条の
規定に基づき、千葉県最低賃金(昭和55年千葉労働基準局最低賃金公示第7号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。
令和6年8月30日
千葉労働局長 岩野 剛

第4号中「1時間1,026円」を「1時間1,076円」に改める。
附 則
この決定は、令和6年10月1日から効力を生ずる。

東京労働局最低賃金公示第1号
最低賃金法(昭和34年法律第137号)第12条の
規定に基づき、東京都最低賃金(昭和55年東京労働基準局最低賃金公示第8号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。
令和6年8月30日
東京労働局長 富田 望

第4号中「1時間1,113円」を「1時間1,163円」に改める。
附 則
この決定は、令和6年10月1日から効力を生ずる。

神奈川労働局最低賃金公示第1号
最低賃金法(昭和34年法律第137号)第12条の
規定に基づき、神奈川県最低賃金(昭和55年神奈川労働基準局最低賃金公示第1号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。
令和6年8月30日
神奈川労働局長 藤枝 茂

第4号中「1時間1,112円」を「1時間1,162円」に改める。
附 則
この決定は、令和6年10月1日から効力を生ずる。

新潟労働局最低賃金公示第1号
最低賃金法(昭和34年法律第137号)第12条の
規定に基づき、新潟県最低賃金(昭和55年新潟労働基準局最低賃金公示第3号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。
令和6年8月30日
新潟労働局長 千葉 茂雄

第4号中「1時間931円」を「1時間985円」に改める。
附 則
この決定は、令和6年10月1日から効力を生ずる。

富山労働局最低賃金公示第1号
最低賃金法(昭和34年法律第137号)第12条の
規定に基づき、富山県最低賃金(昭和55年富山労働基準局最低賃金公示第3号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。
令和6年8月30日
富山労働局長 小島 悟司

第4号中「1時間948円」を「1時間998円」に改める。
附 則
この決定は、令和6年10月1日から効力を生ずる。

山梨労働局最低賃金公示第1号
最低賃金法(昭和34年法律第137号)第12条の
規定に基づき、山梨県最低賃金(昭和55年山梨労働基準局最低賃金公示第1号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。
令和6年8月30日
山梨労働局長 高西 盛登

第4号中「1時間984円」を「1時間1,034円」に改める。
附 則
この決定は、令和6年10月1日から効力を生ずる。

長野労働局最低賃金公示第1号
最低賃金法(昭和34年法律第137号)第12条の
規定に基づき、長野県最低賃金(昭和55年長野労働基準局最低賃金公示第5号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。
令和6年8月30日
長野労働局長 三浦栄一郎

第4号中「1時間948円」を「1時間998円」に改める。
附 則
この決定は、令和6年10月1日から効力を生ずる。

岐阜労働局最低賃金公示第1号
最低賃金法(昭和34年法律第137号)第12条の
規定に基づき、岐阜県最低賃金(昭和55年岐阜労働基準局最低賃金公示第4号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。
令和6年8月30日
岐阜労働局長 千葉登志雄

第4号中「1時間950円」を「1時間1,001円」に改める。
附 則
この決定は、令和6年10月1日から効力を生ずる。

静岡労働局最低賃金公示第1号
最低賃金法(昭和34年法律第137号)第12条の
規定に基づき、静岡県最低賃金(昭和55年静岡労働基準局最低賃金公示第10号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。
令和6年8月30日
静岡労働局長 笹 正光

第4号中「1時間984円」を「1時間1,034円」に改める。
附 則
この決定は、令和6年10月1日から効力を生ずる。

茨城労働局発表
令和6年8月30日(金)

【照会先】
茨城労働局労働基準部賃金室
室長 川野 義光
室長補佐 鈴木 洋昭
(直通電話) 029 (224) 6216

茨城県最低賃金は10月1日から時間額1,005円に — 引上げ額は52円 —

茨城労働局長は、令和6年10月1日から茨城県最低賃金を52円引上げ、時間額1,005円に改正することを決定し、本日官報公示を行いました。

1. 茨城県最低賃金の改正については、本年7月3日、茨城労働局長（澤口 浩司）から茨城地方最低賃金審議会（会長 清山 玲）に諮問を行いました。

同審議会は、審議の結果、8月5日、現行の時間額953円を52円引き上げて（引上率5.46%）、1,005円に改正することが適当である旨の答申を行いました。

これを受けて茨城労働局長は、令和6年10月1日から茨城県最低賃金を52円引き上げ、時間額1,005円に改正することを決定し、本日官報公示を行いました。

2. 茨城県最低賃金は、原則として、茨城県内の事業場で働く常用、臨時、パート、アルバイトなどすべての労働者に適用されます。
3. 今後、茨城労働局では、改正後の最低賃金について、県内の事業場はもとより、広く県民に周知を図ることとしています。

また、中小企業や小規模事業者における最低賃金の引上げに関連する各種助成金の活用や、無料相談窓口などの支援措置についてご相談に応じています。（※）

※無料相談窓口 茨城働き方改革推進支援センター（電話 0120-971-728）

問合せ先

業務改善助成金は、コールセンター（電話 0120-366-440）

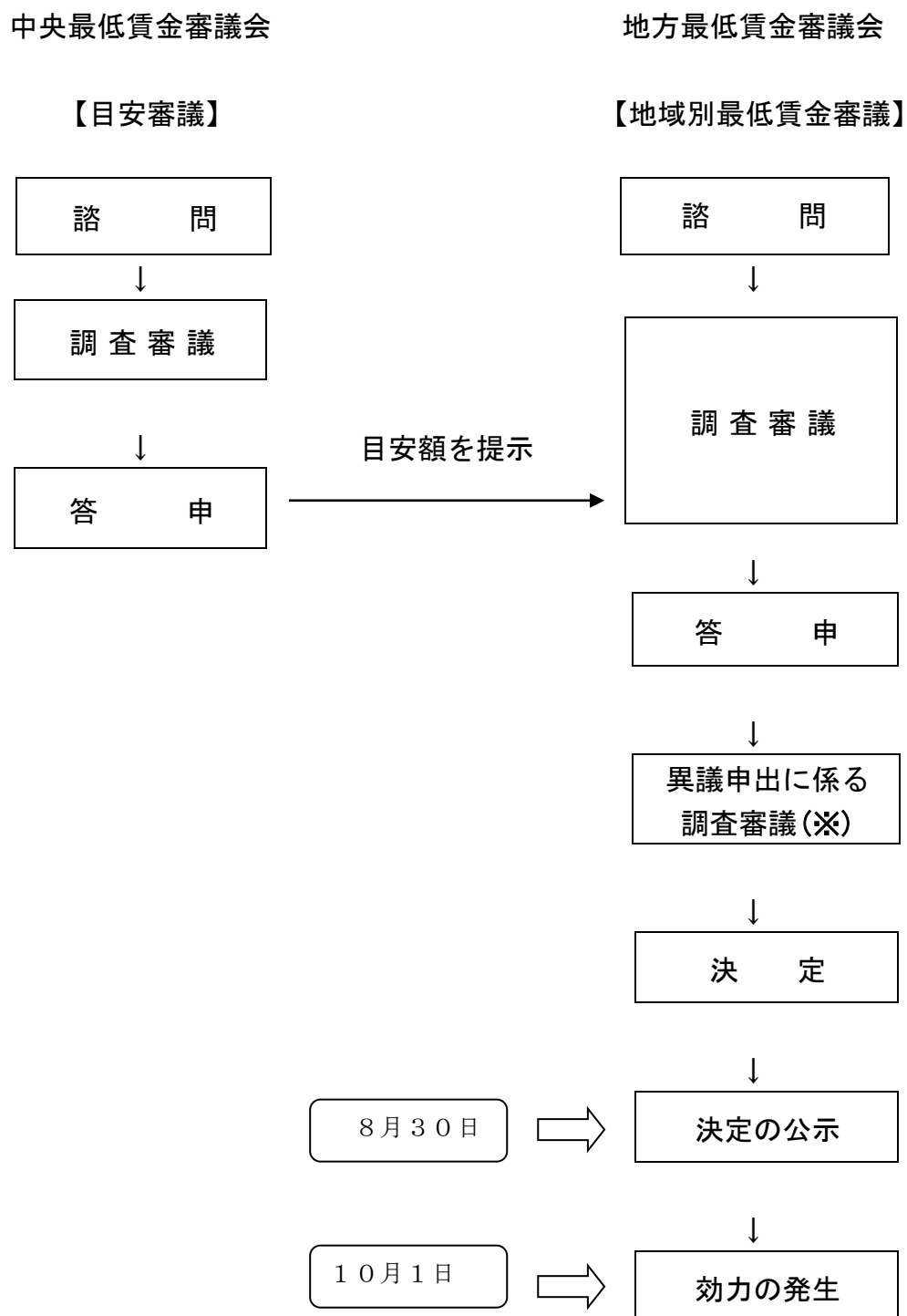
キャリアアップ助成金は、茨城労働局助成金事務センター（電話 029-297-7235）

（参考） 茨城県最低賃金の改定額及び対前年度引上率、引上額の推移

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
最低賃金改定額	851円	879円	911円	953円	1,005円
対前年度引上率	0.24%	3.29%	3.64%	4.61%	5.46%
対前年度引上額	2円	28円	32円	42円	52円

※引上げ率は、四捨五入の数値である。

目安審議及び地域別最低賃金の改正手続きの流れ



(※) 関係労使から異議申出があった場合に開催される